

平成 2 5 年 度

中山間地域等直接支払制度の実施状況

農村振興局

平成 2 6 年 6 月

農林水産省

～ 目 次 ～

	頁
1 交付市町村数	1
2 協定数	1
3 交付面積	3
(1) 協定別の交付面積	
(2) 地目別の交付面積	
(3) 交付基準別の交付面積	
(4) 交付面積率	
(5) 加算単価への取組	
(6) 農振農用地区域への編入	
(7) 既耕作放棄地等の取扱い	
4 交付総額	10
5 協定の概要	10
(1) 協定当たりの参加者数、交付面積、交付金額	
(2) 協定の規模分布	
(3) 参加者（構成員）の状況	
6 集落協定の活動内容	13
(1) 取り組むべき事項	
(2) 交付金の配分割合	
(3) 共同取組活動の交付金の使途	
(参考1) 都道府県別の実施状況データ	19
(参考2) 地目・基準別の交付面積率	35

【利用上の注意】

- 1 本実施状況は、平成26年3月31日現在の状況について取りまとめた結果である。
- 2 本実施状況の取りまとめ対象範囲は、全国である。
なお、平成25年度の値と比較するために掲載している平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、岩手県大槌町^{おおつちちょう}、山田町^{やまだまち}、岩泉町^{いわいずみちょう}、宮城県南三陸町^{みなみさんりくちょう}においてデータを収集できなかったため、対象範囲から除外した取りまとめ結果となっている。
- 3 複数の市町村にまたがる協定は、協定農用地が存在するそれぞれの市町村から報告があるため、交付面積及び交付金額以外は延べ数で集計している。
- 4 表中に使用した記号は次のとおりである。
「0」… 単位に満たないもの。(例：0.4ha → 0ha)
「-」… 事実のないもの。
- 5 面積等は単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

【問い合わせ先】

農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課

中山間整備推進室直接支払企画班

電話：03-3502-8111 内線5632

直通：03-3501-8359

1 交付市町村数

集落協定及び個別協定を締結する上で指針となる中山間地域等直接支払市町村基本方針(以下「基本方針」という。)を策定した市町村は、1,011市町村である。

そのうち、協定を締結した集落等に対し、交付金を交付した市町村(以下「交付市町村」という。)は996市町村で、対象農用地基準を満たす農用地を有する市町村(以下「対象市町村」という。)1,117市町村の89%である。

交付市町村数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増減(率)
全市町村数	1,723	1,719	1,719	1,719	0(0.0%)
対象市町村数①	1,090	1,109	1,110	1,117	7(0.6%)
基本方針策定市町村数	997	1,008	1,008	1,011	3(0.3%)
交付市町村数②	985	993	993	996	3(0.3%)
交付市町村率②/①	90%	90%	89%	89%	

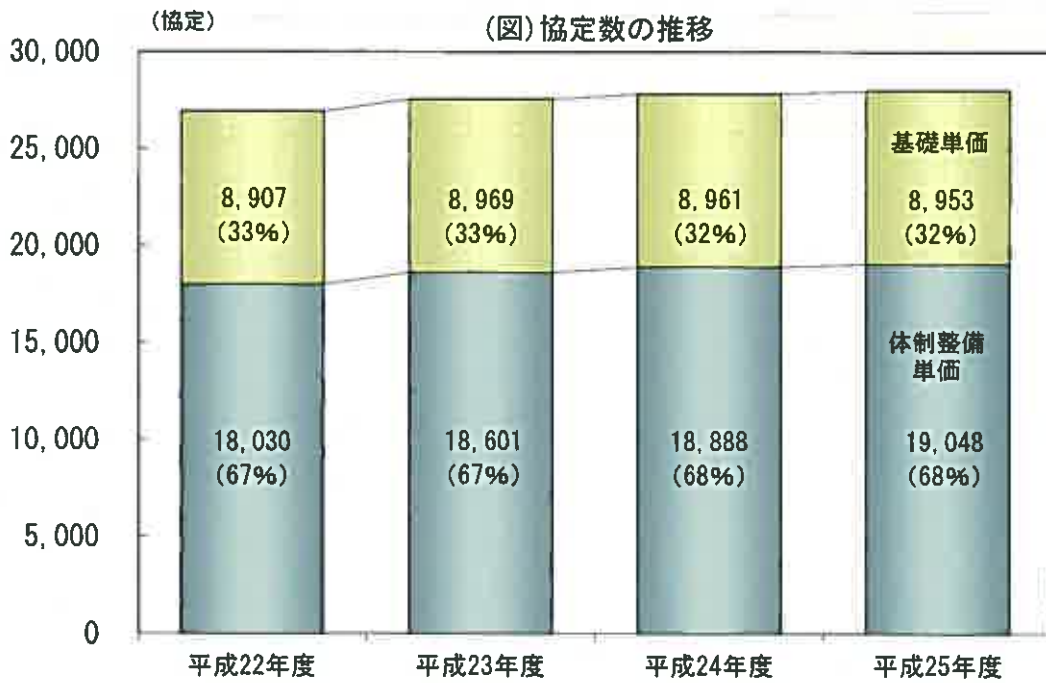
2 協定数

平成25年度までに締結された協定数は28,001協定で、24年度と比較すると152協定の増加となっている。

協定数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増減(率)
計	26,937	27,570	27,849	28,001	152(0.5%)
基礎単価	8,907	8,969	8,961	8,953	△8(△0.1%)
体制整備単価	18,030	18,601	18,888	19,048	160(0.8%)
集落協定	26,490	27,094	27,352	27,499	147(0.5%)
基礎単価	8,839	8,898	8,887	8,878	△9(△0.1%)
体制整備単価	17,651	18,196	18,465	18,621	156(0.8%)
個別協定	447	476	497	502	5(1.0%)
基礎単価	68	71	74	75	1(1.4%)
体制整備単価	379	405	423	427	4(0.9%)

- ※1 集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間における利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定。
- ※2 基礎単価とは、適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価。
体制整備単価とは、適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価。



(1) 集落協定

集落協定数は27,499協定であり、全協定に占めるシェアは98%となっている。

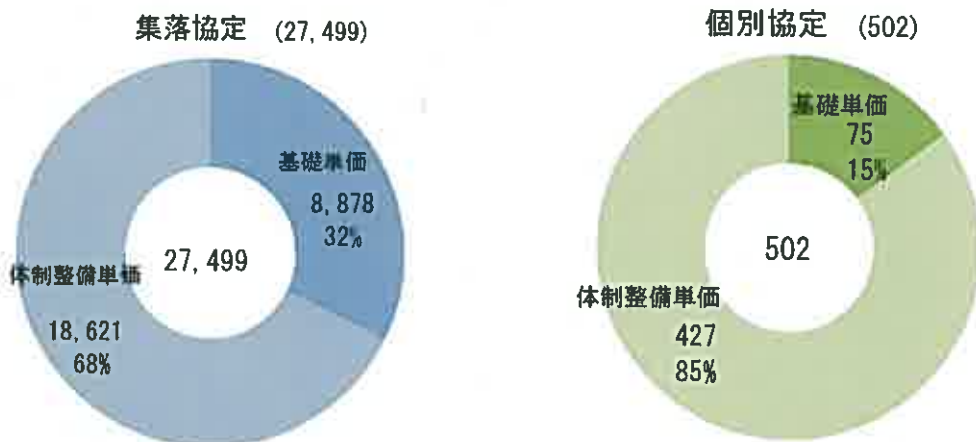
また、集落協定のうち基礎単価に取り組んだ協定は8,878協定、体制整備単価に取り組んだ協定は18,621協定であり、各々の占める割合は32%、68%となっている。

(2) 個別協定

個別協定数は502協定であり、全協定に占めるシェアは2%となっている。

また、個別協定のうち基礎単価に取り組んだ協定は75協定、体制整備単価に取り組んだ協定は427協定であり、各々の占める割合は15%、85%となっている。

(図) 単価別の協定数



3 交付面積

平成25年度に交付金が交付された面積(以下「交付面積」という。)は、68万7千haで、24年度と比較すると4千4百haの増加となっている。

また、交付面積のうち、

- ① 基礎単価による交付面積は約8万7千haで、全体の13%を占めている。
- ② 体制整備単価による交付面積は約60万haで、全体の87%を占めている。

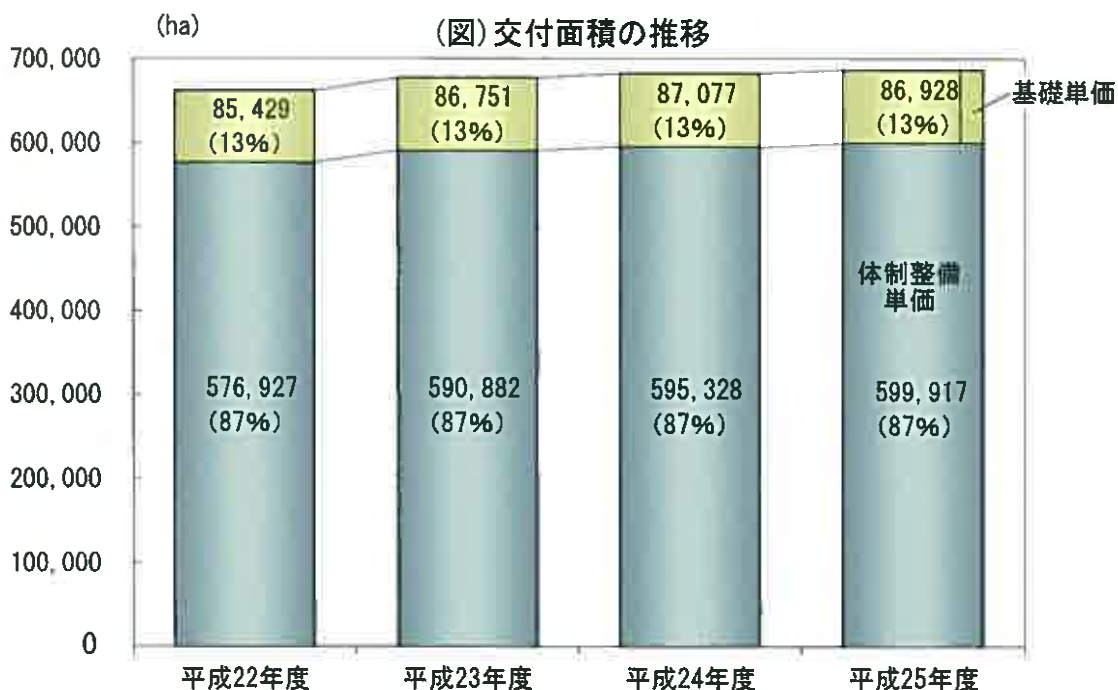
交付面積

(単位：ha)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増減(率)
対象農用地面積①	799,816	827,494	830,836	837,632	6,796 (0.8%)
交付面積②	662,356	677,633	682,404	686,845	4,440 (0.7%)
基礎単価	85,429	86,751	87,077	86,928	△ 149 (△0.2%)
体制整備単価	576,927	590,882	595,328	599,917	4,589 (0.8%)
交付面積率 ②/①	82.8%	81.9%	82.1%	82.0%	

※1 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の(1)から(5)の基準に該当する農用地のうち、市町村が対象農用地として基本方針に記載している農用地面積。

※2 交付面積率は、対象農用地面積に対する交付面積の割合。



(1) 協定別の交付面積

全国における協定別の交付面積の割合は、集落協定が99%、個別協定が1%である。

協定別の交付面積

(単位：ha)

	全体			集落協定			個別協定		
	計	基礎単価	体制整備単価	計	基礎単価	体制整備単価	計	基礎単価	体制整備単価
全国	(100%) 686,845	86,928	599,917	(99%) 681,397	86,407	594,990	(1%) 5,448	521	4,927
北海道	333,168	17,736	315,432	333,146	17,714	315,432	22	22	-
都府県	353,677	69,192	284,485	348,251	68,692	279,558	5,426	500	4,927

① 集落協定

集落協定の交付面積は68万1千haであり、全協定に占めるシェアは99%となっている。集落協定のうち基礎単価に取り組んだ協定の交付面積は8万6千ha、体制整備単価に取り組んだ協定の交付面積は59万5千haであり、各々の占める割合は13%、87%となっている。

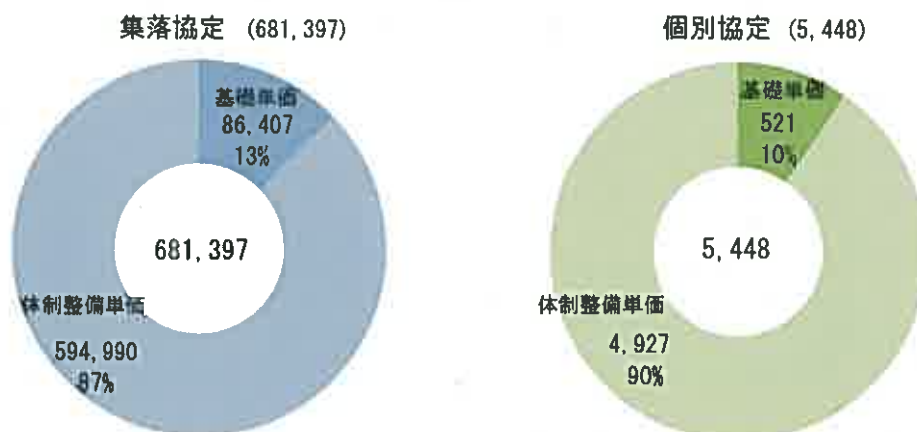
また、北海道と都府県では、ほぼ同程度の交付面積となっている。

② 個別協定

個別協定の交付面積は5千4百haであり、全協定に占めるシェアは1%となっている。

また、個別協定のうち基礎単価に取り組んだ協定の交付面積は5百ha、体制整備単価に取り組んだ協定の交付面積は4千9百haであり、各々の占める割合は10%、90%となっている。

(図) 単価別の交付面積 (単位：ha)



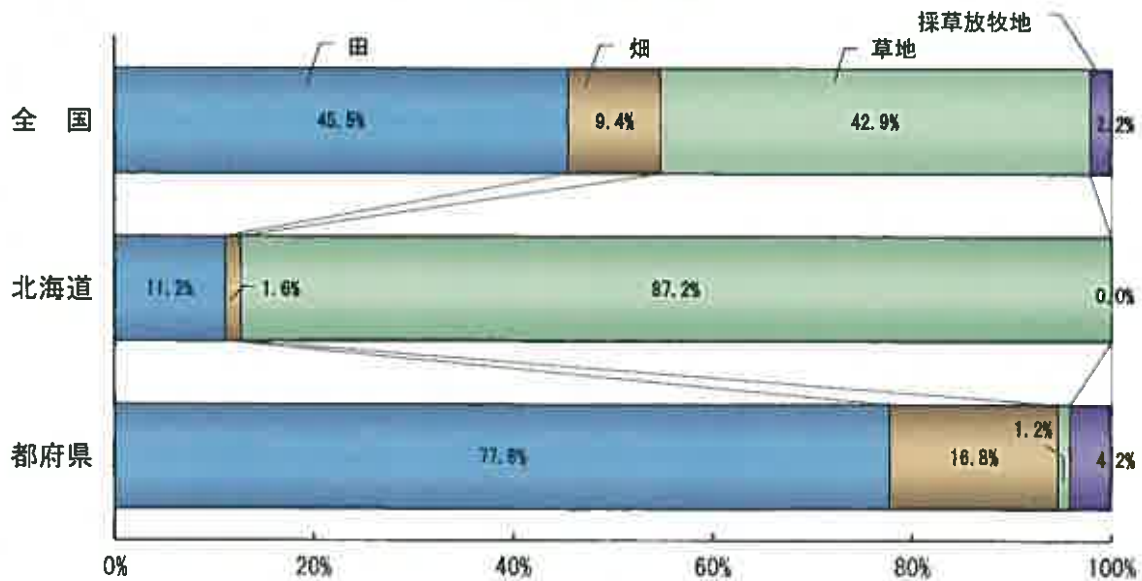
(2) 地目別の交付面積

全国における地目別の交付面積の割合は、田が46%、畑が9%、草地在43%、採草放牧地が2%である。

また、北海道においては草地在87%を占め、都府県においては田が78%を占めている。

		計	田	畑	草地在	採草放牧地
全 国	計	686,845 (100.0%)	312,503 (45.5%)	64,501 (9.4%)	294,979 (42.9%)	14,861 (2.2%)
	集落協定	681,397 (100.0%)	310,132 (45.5%)	63,991 (9.4%)	293,932 (43.1%)	13,342 (2.0%)
	個別協定	5,448 (100.0%)	2,371 (43.5%)	510 (9.4%)	1,048 (19.2%)	1,519 (27.9%)
北 海 道	計	333,168 (100.0%)	37,331 (11.2%)	5,196 (1.6%)	290,630 (87.2%)	11 (0.0%)
	集落協定	333,146 (100.0%)	37,310 (11.2%)	5,196 (1.6%)	290,630 (87.2%)	11 (0.0%)
	個別協定	22 (100.0%)	22 (100.0%)	- (-)	- (-)	- (-)
都 府 県	計	353,677 (100.0%)	275,172 (77.8%)	59,305 (16.8%)	4,350 (1.2%)	14,850 (4.2%)
	集落協定	348,251 (100.0%)	272,822 (78.3%)	58,795 (16.9%)	3,302 (0.9%)	13,331 (3.8%)
	個別協定	5,426 (100.0%)	2,350 (43.3%)	510 (9.4%)	1,048 (19.3%)	1,519 (28.0%)

(図) 地目別交付面積



(3) 交付基準別の交付面積

全国における交付基準別の交付面積の割合は、急傾斜31%、緩傾斜27%、高齢化・耕作放棄地率0.2%、小区画・不整形0.04%、草地比率の高い草地41%、8法地域内特認1.3%となっている。

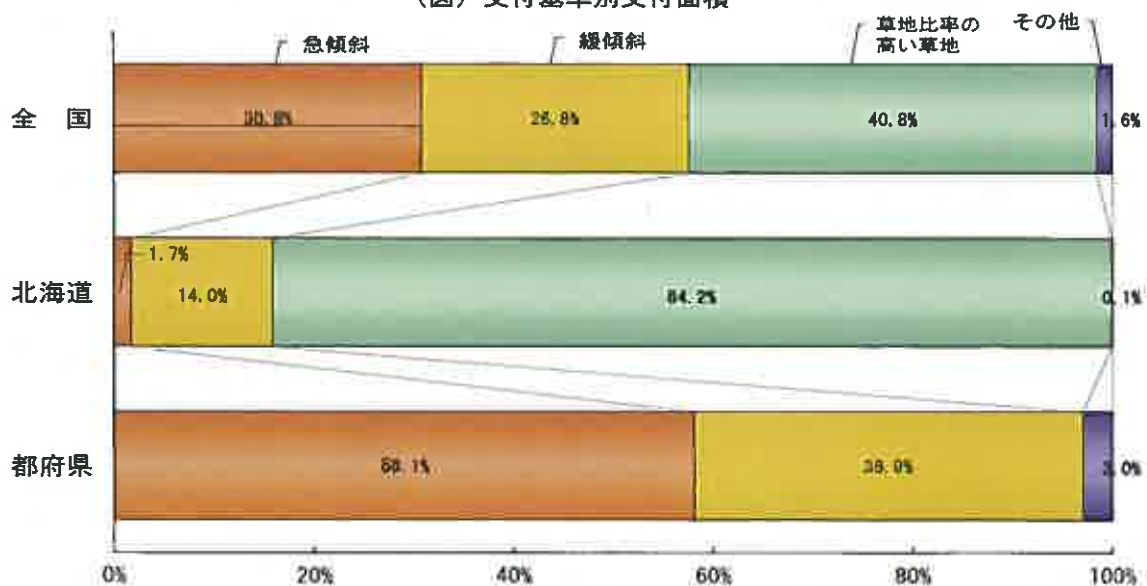
交付基準別交付面積

(単位：ha)

	計	傾斜農用地		その他農用地				
		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄地率	小区画・不整形	草地比率の高い草地	8法地域内特認	
全国	計	686,845 (100.0%)	211,298 (30.8%)	184,239 (26.8%)	1,517 (0.2%)	242 (0.04%)	280,425 (40.8%)	9,124 (1.3%)
	集落協定	681,397 (100.0%)	208,956 (30.7%)	181,535 (26.6%)	1,497 (0.2%)	240 (0.04%)	280,425 (41.2%)	8,745 (1.3%)
	個別協定	5,448 (100.0%)	2,343 (43.0%)	2,704 (49.6%)	20 (0.4%)	2 (0.04%)	- (-)	379 (7.0%)
北海道	計	333,168 (100.0%)	5,799 (1.7%)	46,776 (14.0%)	167 (0.1%)	- (-)	280,425 (84.2%)	- (-)
	集落協定	333,146 (100.0%)	5,778 (1.7%)	46,776 (14.0%)	167 (0.1%)	- (-)	280,425 (84.2%)	- (-)
	個別協定	22 (100.0%)	22 (100.0%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
都府県	計	353,677 (100.0%)	205,499 (58.1%)	137,462 (38.9%)	1,349 (0.4%)	242 (0.07%)	- (-)	9,124 (2.6%)
	集落協定	348,251 (100.0%)	203,178 (58.3%)	134,758 (38.7%)	1,330 (0.4%)	240 (0.07%)	- (-)	8,745 (2.5%)
	個別協定	5,426 (100.0%)	2,321 (42.8%)	2,704 (49.8%)	20 (0.4%)	2 (0.04%)	- (-)	379 (7.0%)

※ 急傾斜とは、勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上である農用地。
緩傾斜とは、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地。

(図) 交付基準別交付面積



(4) 交付面積率

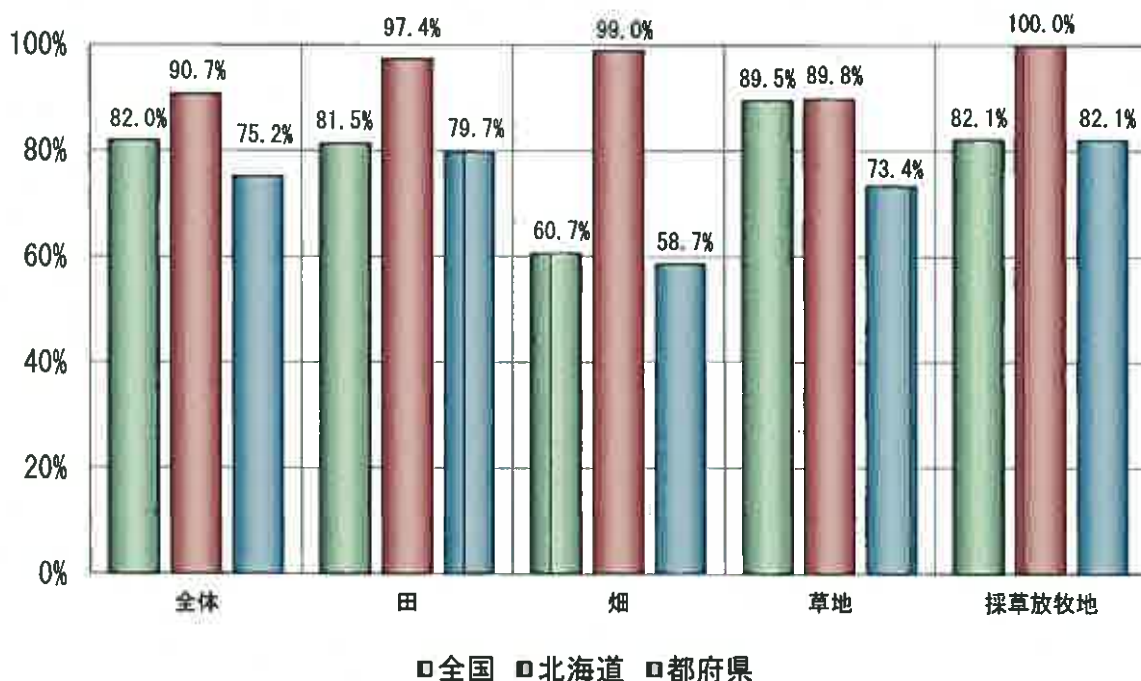
① 地目別交付面積率

全国の交付面積率(対象農用地面積に対する交付面積の割合)は82%であるが、これを地目別にみると、田82%、畑61%、草地90%、採草放牧地82%となっている。

地目別交付面積率(対象農用地面積に対する交付面積の割合) (単位: ha)

		計	田	畑	草地	採草放牧地
全 国	対象農用地面積	837,632	383,672	106,333	329,530	18,096
	交付面積	686,845	312,503	64,501	294,979	14,861
	交付面積率	82.0%	81.5%	60.7%	89.5%	82.1%
北 海 道	対象農用地面積	367,204	38,337	5,250	323,606	11
	交付面積	333,168	37,331	5,196	290,630	11
	交付面積率	90.7%	97.4%	99.0%	89.8%	100.0%
都 府 県	対象農用地面積	470,427	345,335	101,083	5,924	18,085
	交付面積	353,677	275,172	59,305	4,350	14,850
	交付面積率	75.2%	79.7%	58.7%	73.4%	82.1%

(図) 地目別交付面積率



② 交付基準別交付面積率

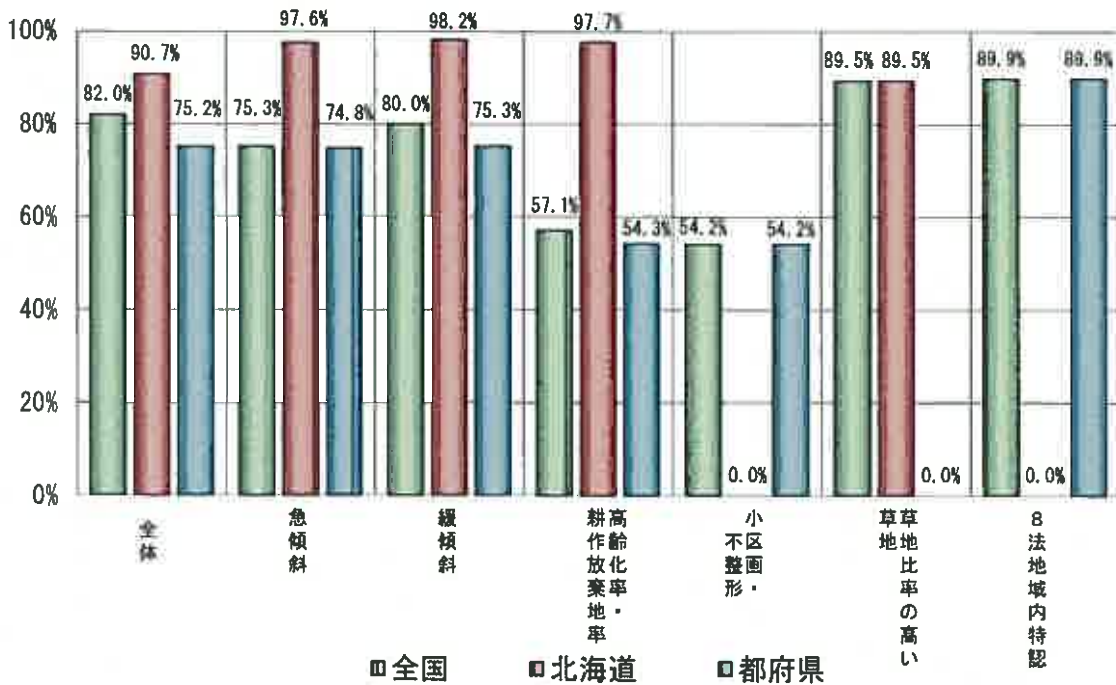
全国の交付面積率を交付基準別にみると、急傾斜75%、緩傾斜80%、高齢化率・耕作放棄地率57%、小区画・不整形54%、草地比率の高い草地90%、8法地域内特認88%となっている。

交付基準別交付面積率（対象農用地面積に対する交付農用地の割合）

(単位：ha)

		計	傾斜農用地		その他農用地			
			急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄地率	小区画・不整形	草地比率の高い草地	8法地域内特認
全国	対象農用地面積	837,632	280,767	230,169	2,656	446	313,444	10,150
	交付面積	686,845	211,298	184,239	1,517	242	280,425	9,124
	交付面積率	82.0%	75.3%	80.0%	57.1%	54.2%	89.5%	89.9%
北海道	対象農用地面積	367,204	5,943	47,646	171	-	313,444	-
	交付面積	333,168	5,799	46,776	167	-	280,425	-
	交付面積率	90.7%	97.6%	98.2%	97.7%	-	89.5%	-
都府県	対象農用地面積	470,427	274,823	182,523	2,485	446	-	10,150
	交付面積	353,677	205,499	137,462	1,349	242	-	9,124
	交付面積率	75.2%	74.8%	75.3%	54.3%	54.2%	-	89.9%

(図) 交付基準別交付面積率



(5) 加算措置への取組

担い手への農地集積、法人の設立等より積極的な取組を行うことにより、一定額が加算された面積（加算措置取組面積）は、規模拡大加算1,176ha、土地利用調整加算890ha、小規模・高齢化集落支援加算3,272ha、法人設立加算（特定農業法人）1,542ha、法人設立加算（農業生産法人）739ha、集落連携促進加算428haである。

加算措置取組面積

(単位：ha)

		規模拡大加算		土地利用調整加算		小規模・高齢化集落支援加算		法人設立加算				集落連携促進加算	
		協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	特定農業法人		農業生産法人		協定数	面積
								協定数	面積	協定数	面積		
全国	25年度 (24年度)	319 (273)	1,176 (842)	47 (47)	890 (892)	382 (382)	3,272 (3,262)	57 (59)	1,542 (1,548)	26 (29)	739 (805)	13 -	428 -
北海道	25年度 (24年度)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
都府県	25年度 (24年度)	319 (273)	1,176 (842)	47 (47)	890 (892)	382 (382)	3,272 (3,262)	57 (59)	1,542 (1,548)	26 (29)	739 (805)	13 -	428 -

(6) 農振農用地区域への編入

3期対策を開始した平成22年度から25年度までに農振農用地区域外の農用地を新たに農振農用地区域へ編入した市町村数は228市町村であり、また、編入された面積は1,779haとなっている。

農振農用地区域への編入状況

		農振農用地区域への編入を行った市町村数	農振農用地区域への編入を行った協定数	うち協定内の全農用地面積を編入した協定数	編入面積 (ha)				
					計	田	畑	草地	採草放牧地
全国	25年度 (24年度)	228 (211)	1,719 (1,535)	45 (39)	1,779 (1,683)	1,096 (967)	611 (582)	49 (112)	23 (22)
北海道	25年度 (24年度)	6 (6)	6 (6)	- -	280 (338)	18 (13)	213 (213)	49 (112)	- -
都府県	25年度 (24年度)	222 (205)	1,713 (1,529)	45 (39)	1,499 (1,345)	1,078 (954)	398 (369)	- -	23 (22)

(7) 既耕作放棄地等の取扱い

既耕作放棄地の復旧は、108haの復旧が計画され、うち74haが復旧されている。
また、現に自然災害を受けている農用地の復旧は、1,598haが計画され、うち1,080haが復旧されている。林地化は、11haが計画され、うち4haが林地化されている。

既耕作放棄地等の取扱い

(単位：ha)

		既耕作放棄地復旧面積	うち復旧済	現に自然災害を受けている農用地の復旧面積	うち復旧済	林地化面積					
						計	うち林地化済	既耕作放棄地の林地化面積	うち林地化済	限界的農地の林地化面積	うち林地化済
全国	25年度 (24年度)	108.3 (107.4)	74.1 (61.8)	1,597.7 (1,251.6)	1,080.3 (700.3)	11.2 (11.3)	3.6 (1.8)	2.4 (2.3)	0.5 (0.3)	8.8 (9.0)	3.1 (1.5)
北海道	25年度 (24年度)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
都府県	25年度 (23年度)	108.3 (107.4)	74.1 (61.8)	1,597.7 (1,251.6)	1,080.3 (700.3)	11.2 (11.3)	3.6 (1.8)	2.4 (2.3)	0.5 (0.3)	8.8 (9.0)	3.1 (1.5)

※ 「既耕作放棄地」とは、平成22年3月31日までに耕作放棄地（以前耕作したことがあるが、過去1年間以上作物を栽培せず、かつ、ここ数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地）となった農地のこと。

4 交付総額

交付金の交付総額は、54,086百万円である。

		計	集落協定	個別協定
全 国	25年度	54,086	53,689	396
	(24年度)	(53,845)	(53,455)	(390)
北海道	25年度	8,242	8,239	4
	(24年度)	(8,262)	(8,258)	(4)
都府県	25年度	45,843	45,451	393
	(24年度)	(45,583)	(45,196)	(387)

5 協定の概要

(1) 協定当たりの参加者数、交付面積、交付金額

① 集落協定

1 協定当たりの平均交付面積は、全国で25ha、北海道で910ha、都府県で13haとなっている。

1 協定当たりの平均交付金額は、全国で195万円、北海道で2,251万円、都府県で168万円となっている。

また、1 協定当たりの参加者数、交付面積及び交付金額並びに参加者1人当たりの交付金額のいずれにおいても、体制整備単価に取り組む協定の規模が基礎単価に取り組む協定の規模を上回っている。

集落協定の概要

	1 協定当たりの平均			参加者1人 当たり交付 金額 (万円)	1 市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積 (ha)	交付金額 (万円)		協定数	交付面積 (ha)	交付金額 (万円)
全 国	22 (22)	25 (25)	195 (195)	8.7 (8.7)	28 (28)	690 (687)	5,434 (5,427)
基礎単価	17 (17)	10 (10)	89 (89)	5.4 (5.4)	13 (13)	131 (131)	1,196 (1,199)
体制整備単価	25 (25)	32 (32)	246 (247)	9.8 (9.8)	21 (21)	678 (678)	5,216 (5,230)
北海道	54 (54)	910 (903)	2,251 (2,256)	41.6 (41.5)	4 (4)	3,434 (3,409)	8,494 (8,514)
基礎単価	16 (16)	300 (302)	589 (591)	37.1 (35.9)	2 (2)	656 (659)	1,287 (1,291)
体制整備単価	61 (62)	1,027 (1,019)	2,570 (2,576)	41.9 (41.7)	4 (4)	3,755 (3,725)	9,394 (9,416)
都府県	22 (22)	13 (13)	168 (167)	7.6 (7.6)	30 (30)	391 (385)	5,101 (5,035)
基礎単価	17 (17)	8 (8)	86 (86)	5.2 (5.2)	14 (14)	109 (109)	1,192 (1,195)
体制整備単価	25 (25)	15 (15)	207 (207)	8.4 (8.4)	23 (23)	352 (353)	4,774 (4,783)

※1 () 内は、平成24年度の実績である。

※2 基礎単価、体制整備単価の用語説明はP1の※2を参照。

② 個別協定

1 協定当たりの平均交付面積は11ha、交付金額は79万円となっている。

個別協定の概要 (単位: ha, 万円)

	1 協定当たりの平均			
	交付面積	交付金額	主な権利設定等	
			利用権	作業受委託
全国	10.9 (10.8)	79 (79)	8.1 (7.9)	10.9 (10.9)
基礎単価	6.9 (6.8)	46 (45)	2.7 (2.8)	3.0 (2.8)
体制整備単価	11.5 (11.4)	85 (84)	8.9 (8.6)	12.8 (13.2)

※ () 内は、平成24年度の実績である。

(2) 協定の規模分布

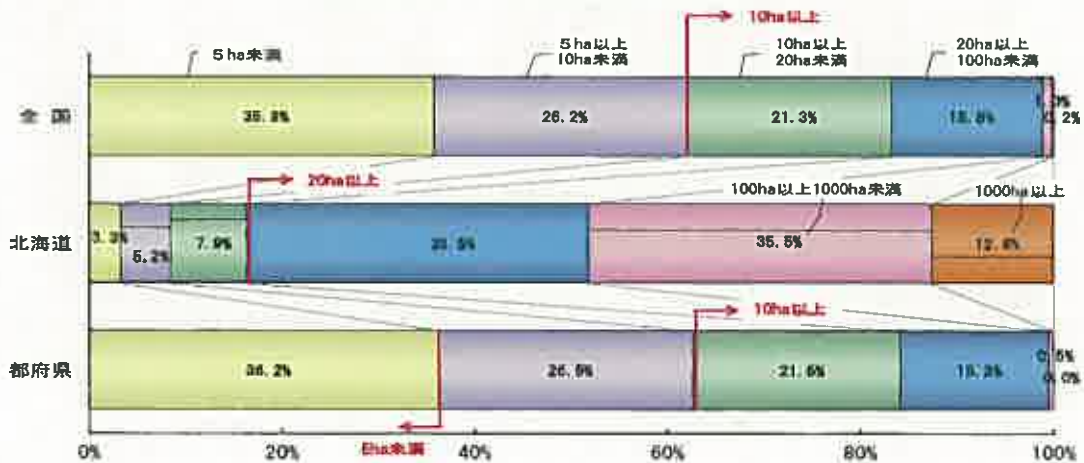
① 集落協定

集落協定における農用地面積規模別の協定数をみると、都府県では5ha未満層が約4割を占めている一方、10ha以上の層も約4割存在する。また、北海道では、100ha以上が5割弱を占め、1,000ha以上の集落協定も13%存在している。

集落協定における農用地面積別協定数

	計	農用地面積別協定数											
		5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上 400ha未満	400ha以上 700ha未満	700ha以上 1000ha未満	1000ha 以上	
全国	協定数	27,499	9,846	7,199	3,708	2,153	2,108	1,492	672	216	37	19	49
	割合	100.0%	35.8%	26.2%	13.5%	7.8%	7.7%	5.4%	2.4%	0.8%	0.1%	0.1%	0.2%
	(H24割合)	(100.0%)	(35.9%)	(26.2%)	(13.5%)	(7.8%)	(7.6%)	(5.4%)	(2.4%)	(0.8%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.2%)
北海道	協定数	366	12	19	17	12	25	43	62	90	22	18	46
	割合	100.0%	3.3%	5.2%	4.6%	3.3%	6.8%	11.7%	16.9%	24.6%	6.0%	4.9%	12.6%
	(H24割合)	(100.0%)	(3.3%)	(5.2%)	(4.6%)	(3.3%)	(6.8%)	(12.0%)	(16.7%)	(24.6%)	(6.0%)	(4.6%)	(12.8%)
都府県	協定数	27,133	9,834	7,180	3,691	2,141	2,083	1,449	610	126	15	1	3
	割合	100.0%	36.2%	26.5%	13.6%	7.9%	7.7%	5.3%	2.2%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%
	(H24割合)	(100.0%)	(36.3%)	(26.4%)	(13.6%)	(7.9%)	(7.6%)	(5.3%)	37.3%	(2.3%)	(0.5%)	(0.1%)	(0.0%)

(図)集落協定における農用地面積別協定数割合



② 個別協定

個別協定における農用地面積規模別協定数をみると、5ha未満層が約6割を占めている。

個別協定における農用地面積規模別協定数

		計	5ha未満	5ha以上 20ha未満	20ha以上 100ha未満	100ha以上
全 国	協定数	502	289	147	62	4
	割合	100.0%	57.6%	29.3%	12.4%	0.8%
	(H24割合)	(100.0%)	(58.1%)	(29.0%)	(12.1%)	(0.8%)

(3) 参加者(構成員)の状況

① 集落協定

全国における集落協定参加者数は、62万人となっている。

集落協定参加者の内訳をみると、全体の9割を農業者が占めているが非農業者の参加も4%程度あった。

集落協定参加者の内訳

	計	農業者	法人				農業生産組織				土地改良区	水利組合	非農業者	その他
			うち交付農用地を持たない農業者	農業生産法人	特定農業法人	その他法人	機械・施設共同利用組織	農作業受委託組織	栽培協定	その他の組織				
全 国	615,449	573,751	14,548	2,900	662	351	1,121	758	39	1,302	170	6,941	25,471	1,983
	100.0%	93.2%	2.4%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	1.1%	4.1%	0.3%
	(612,820)	(572,336)	(13,420)	(2,727)	(652)	(320)	(1,134)	(756)	(39)	(1,247)	(156)	(6,989)	(24,556)	(1,908)
北 海 道	19,781	17,641	3,930	869	6	8	125	17	-	35	12	149	801	118
	100.0%	89.2%	19.9%	4.4%	0.0%	0.0%	0.6%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.8%	4.0%	0.6%
	(19,921)	(17,852)	(3,337)	(816)	(6)	(5)	(139)	(17)	(-)	(16)	(2)	(149)	(777)	(142)
都 府 県	595,668	556,110	10,618	2,031	656	343	996	741	39	1,267	158	6,792	24,670	1,865
	100.0%	93.4%	1.8%	0.3%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	1.1%	4.1%	0.3%
	(592,899)	(554,484)	(10,083)	(1,911)	(646)	(315)	(995)	(739)	(39)	(1,231)	(154)	(6,840)	(23,779)	(1,766)

(注1) ()内は、平成24年度の実績である。

(注2) 「非農業者」とは、自ら耕作する農地は有しないが、水路、農道等の管理活動や景観作物の作付けなど、集落協定の活動には参加する者。

② 個別協定

全国における個別協定の締結者別の内訳をみると、個人の認定農業者及びこれに準ずる者が全体の6割を占めている。

個別協定の締結者別内訳

	計	農業者		法人			任意組織	その他
		認定農業者	認定農業者に準ずる者	農業生産法人	特定農業法人	その他法人		
全 国	502	288	16	86	45	27	31	9
	100.0%	57.4%	3.2%	17.1%	9.0%	5.4%	6.2%	1.8%
	(497)	(287)	(18)	(81)	(45)	(28)	(30)	(8)

(注1) ()内は、平成24年度の実績である。

(注2) 「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの農業経営の発展に向け、経営改善に取り組むための計画を作成し、市町村の認定を受けた者。

(注3) 「認定農業者に準じる者」とは、地域の実情に応じ、今後の地域農業の担い手として、市町村の認定を受けた者。

6 集落協定の活動内容

(1) 取り組むべき事項

① 集落マスタープランの内容

集落マスタープランの内容をみると、集落の目指すべき将来像として「地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備」が52%で最も多く、将来像を実現するための活動方針でも「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が70%と最も多くなっている。

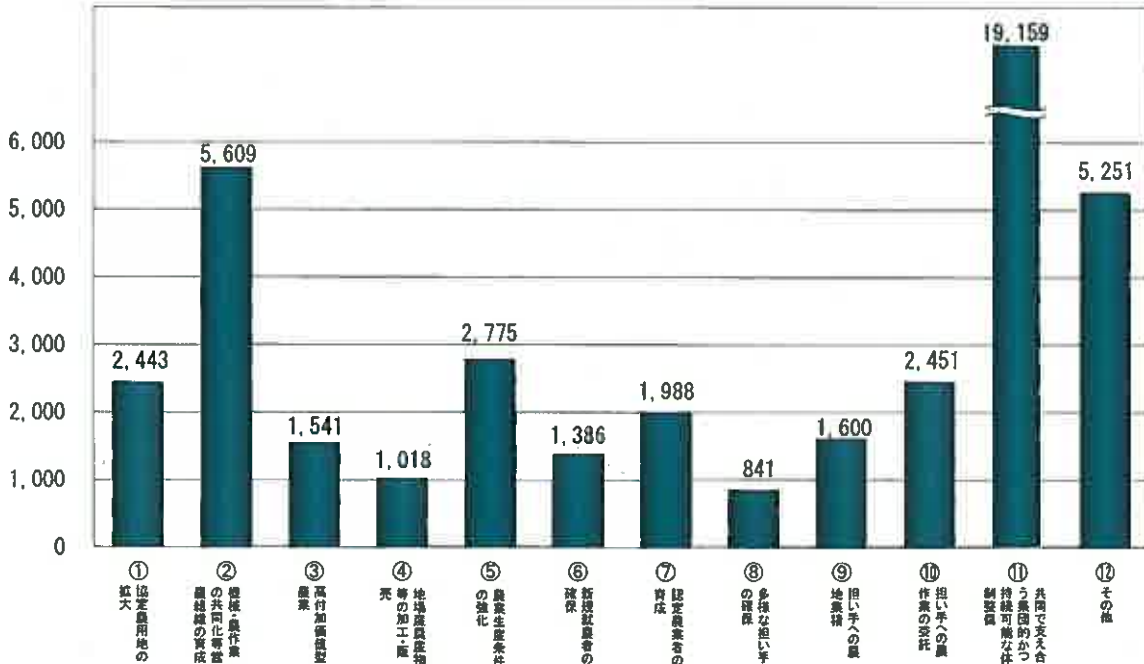
集落の目指すべき将来像

	集落協定 総数	①集積対象 者を核とし た農業生産 活動等の体 制整備	②集落ぐる みの農業生 産活動等の 体制整備	③地域の実 情に即した 持続的な農 業生産活動 等の体制整 備	④その他
協定数 (割合)	27,499 (100.0%)	4,807 (17.5%)	11,476 (41.7%)	14,371 (52.3%)	4,735 (17.2%)

将来像を実現するための活動方針

	集落協定 総数	①協定農用 地の拡大	②機械・農 作業の共同 化等農業組 織の育成	③高付加価 値型農業	④地場産農 産物等の加 工・販売	⑤農業生産 条件の強化	⑥新規就農 者の確保	⑦認定農業 者の育成	⑧多様な担 い手の確保	⑨担い手へ の農地集積	⑩担い手へ の農作業の 委託	⑪共同で支 え合う集団 的かつ持続 可能な体制 整備	⑫その他
協定数 (割合)	27,499 (100.0%)	2,443 (8.9%)	5,609 (20.4%)	1,541 (5.6%)	1,018 (3.7%)	2,775 (10.1%)	1,386 (5.0%)	1,988 (7.2%)	841 (3.1%)	1,600 (5.8%)	2,451 (8.9%)	19,159 (69.7%)	5,251 (19.1%)

集落協定数 (図) 集落マスタープランにおいて位置づけている活動方針



※ P13～15に掲げる活動は、全ての集落協定が協定書に位置づけている内容である。

② 農業生産活動等

ア 耕作放棄の防止等の活動（必須）

耕作放棄の防止等の活動においては、「農地の法面管理」が73%と最も多く、次いで「賃借権設定・農作業の委託」が38%となっている。また、鳥獣被害防止のための「柵、ネット等の設置」も37%の協定で行われている。

耕作放棄の防止等の活動（1つ以上選択）

	集落協定総数	①賃借権設定・農作業の委託	②既耕作放棄地の復旧	③既耕作放棄地の林地化	④既耕作放棄地の保全管理	⑤農地の法面管理	⑥柵、ネット等の設置	⑦境界的農地の林地化	⑧簡易な基盤整備	⑨土地改良事業	⑩自然災害を受けている農用地の復旧	⑪地目変換	⑫その他
協定数 (割合)	27,499 (100.0%)	10,552 (38.4%)	179 (0.7%)	21 (0.1%)	1,947 (7.1%)	19,959 (72.6%)	10,182 (37.0%)	33 (0.1%)	3,269 (11.9%)	257 (0.9%)	891 (3.2%)	66 (0.2%)	652 (2.4%)

※「その他」には、「農用地の定期的点検」、「家畜放牧による耕作放棄地管理」等がある。

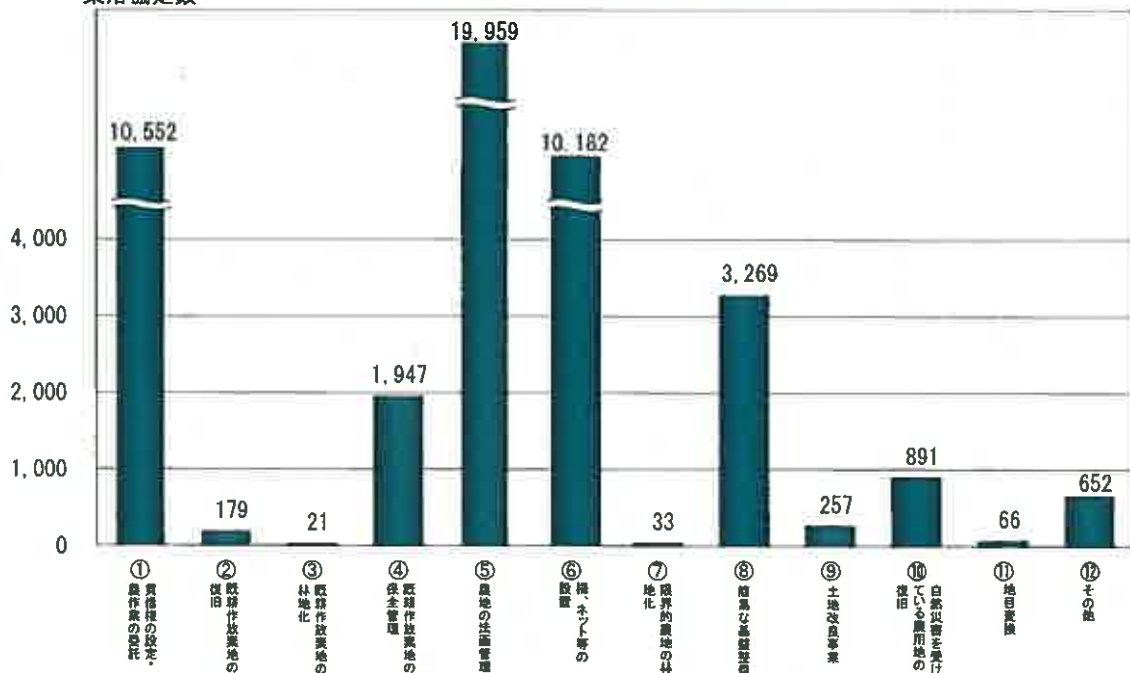
水路・農道等の管理（1つ以上選択）

	集落協定総数	水路の管理	農道の管理	その他の施設の管理
協定数 (割合)	27,499 (100.0%)	26,163 (95.1%)	27,076 (98.5%)	677 (2.5%)

※「その他施設の管理」には、ため池や揚水機の管理等がある。

集落協定数

(図) 耕作放棄の防止等の活動



イ 多面的機能を増進する活動（必須）

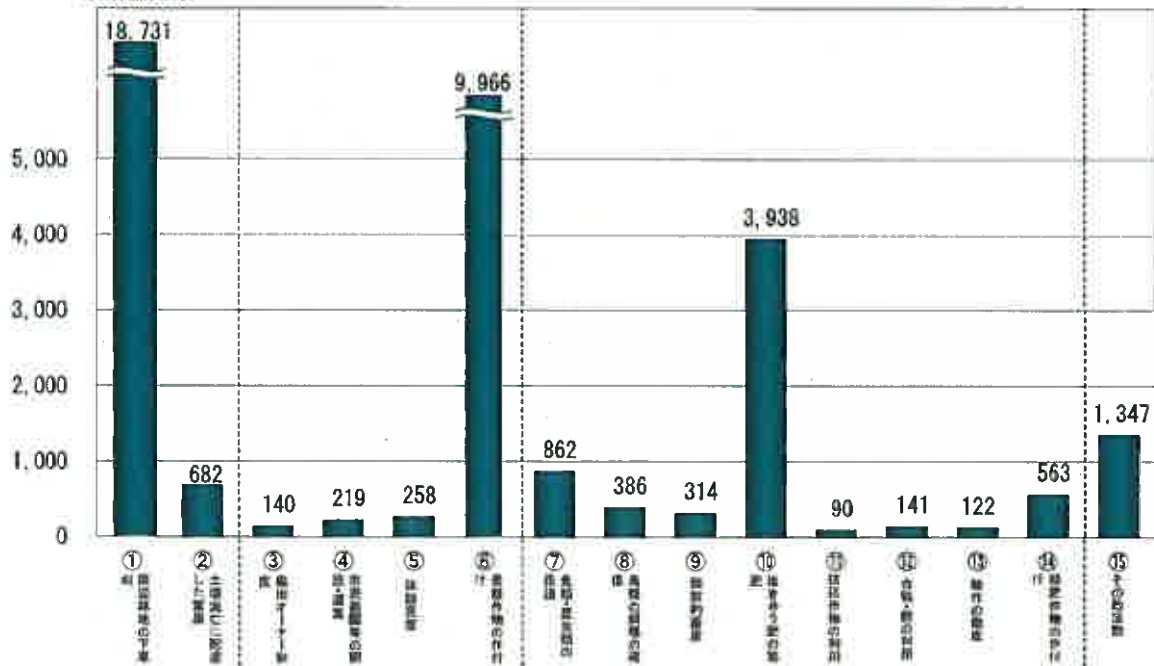
多面的機能を増進する活動においては、「周辺林地の下草刈」が68%と最も多く、次いで「景観作物の作付け」36%、「堆きゅう肥の施肥」14%となっている。

多面的機能を増進する活動（1つ以上選択）

	集落協定 総数	国土保全機能を高める取組		保健休養機能を高める取組					自然生態系の保全に資する取組						⑮その他 活動	
		①周辺林 地の下草 刈	②土壌浸 亡に配慮 した富農	③畑田 オーナー 制度	④市民農 園等の開 設・運営	⑤体験民 宿（‘グリーン ・ファーム’）	⑥景観作物 の作付け	⑦鳥類・ 昆虫類の 保護	⑧鳥類の 餌場の確 保	⑨開放的 畜産	⑩堆きゅ う肥の施 肥	⑪枯死作 物の利用	⑫合鴨・ 鵜の利用	⑬雑作の 撤廃		⑭緑肥作 物の作付 け
協定数 (割合)	27,499 (100.0%)	18,731 (68.1%)	682 (2.5%)	140 (0.5%)	219 (0.8%)	258 (0.9%)	9,966 (36.2%)	862 (3.1%)	386 (1.4%)	314 (1.1%)	3,938 (14.3%)	90 (0.3%)	141 (0.5%)	122 (0.4%)	563 (2.0%)	1,347 (4.9%)

※「その他活動」には、「都市農村交流イベントの実施」、「学童等の農業体験の受入れ」等がある。

集落協定数 (図) 多面的機能を増進する活動



③ 農業生産活動等の体制整備

ア 農用地等保全マップの内容

農用地等保全マップの内容をみると、「農地法面、水路・農道等補修・改良」が84%と最も多く、次いで「その他将来に向けた適正な農用地保全」23%、「農作業共同化又は受委託等」15%となっている。

農用地等保全マップの内容

	体制整備単価協定総数	作成内容					
		農地法面、水路・農道等補修・改良	既耕作放棄地復旧又は林地化	農作業共同化又は受委託等	自己施工の箇所等	農地の保全活動を行う担い手等	その他将来に向けた適正な農用地保全
協定数 (割合)	18,621 (100.0%)	15,606 (83.8%)	105 (0.6%)	2,801 (15.0%)	1,143 (6.1%)	294 (1.6%)	4,207 (22.6%)

イ 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動

農業生産活動等の継続に向けた活動の内容をみると、体制整備単価協定の89%にあたる16,533協定がC要件を選択している。また、A要件を選択した協定が4,047協定、B要件を選択した協定が530協定あった。

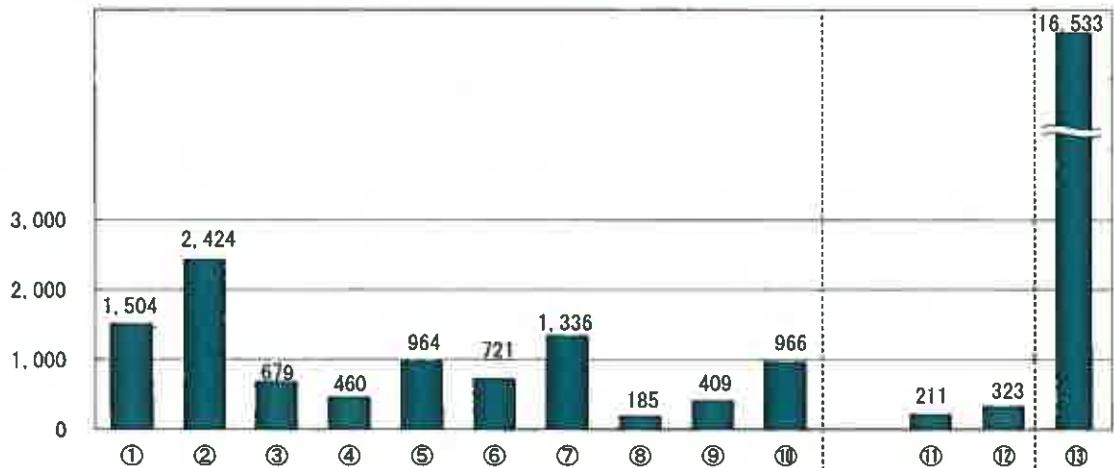
A要件の中で、最も多く選択されている活動項目は「機械・農作業の共同化」の60%であり、次いで、「協定農用地の拡大」37%、「認定農業者の育成」33%、「担い手への農作業の委託」24%となっている。また、B要件では「担い手集積化」が61%となっている。

農業生産活動等の継続に向けた活動の内容

	体制整備単価協定総数	A要件										B要件			C要件	
		A要件選択協定数	①協定農用地の拡大	②機械・農作業の共同化	③高付加価値型農業の実現	④地場産農産物等の加工・販売	⑤農業生産条件の強化	⑥新規就農者の確保	⑦認定農業者の育成	⑧多様な担い手の確保	⑨担い手への農地集積	⑩担い手への農作業の委託	B要件選択協定数	⑪集積を基礎とした富農組織の育成	⑫担い手集積化	⑬高団約かつ持続可能な体制整備
協定数 (割合)	18,621	4,047 (100.0%)	1,504 (37.2%)	2,424 (59.9%)	679 (16.8%)	460 (11.4%)	964 (23.8%)	721 (17.8%)	1,336 (33.0%)	185 (4.6%)	409 (10.1%)	966 (23.9%)	530 (100.0%)	211 (39.8%)	323 (60.9%)	16,533 (100.0%)

集落協定数

(図) 農業生産活動の継続に向けた活動の内容



※①～⑬は、上表の項目に対応した番号

※ 体制整備単価の交付を受けるためには、A～Cの各要件からいずれかの項目を選択（A要件については2項目以上）して目標を設定し、当該要件を達成する必要がある。

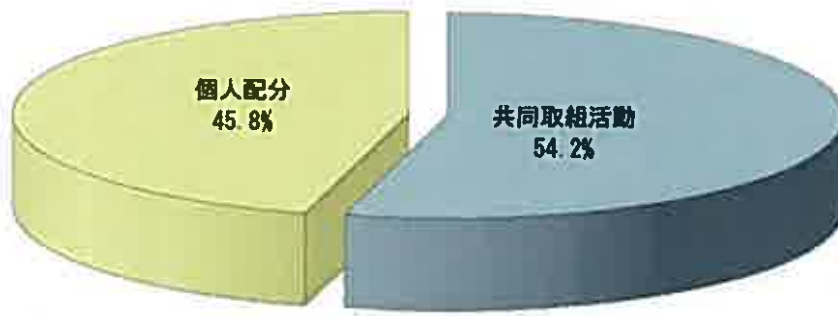
(2) 交付金の配分割合

共同取組活動への交付金の配分割合は、全国で54%となっている。

集落協定における交付金の配分割合

	平成25年度		平成24年度		平成23年度		平成22年度	
	共同取組活動	個人配分	共同取組活動	個人配分	共同取組活動	個人配分	共同取組活動	個人配分
全国	54.2%	45.8%	54.6%	45.4%	55.3%	44.7%	55.9%	44.1%
北海道	53.3%	41.7%	58.5%	41.5%	59.7%	40.3%	60.5%	39.5%
都府県	53.5%	46.5%	53.9%	46.1%	54.6%	45.4%	55.1%	44.9%

(図) 交付金の配分割合



また、共同取組活動への配分割合別集落協定数をみると、50%以上75%未満が16,419協定(60%)と最も多くなっており、全て共同取組活動に配分している協定が3,098協定(11%)ある一方で、共同取組活動に配分していない協定が498協定(2%)ある。

共同取組活動への配分割合別集落協定数

		計	共同取組活動への配分割合別集落協定数					
			0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
全国	協定数	27,498	498	1,285	5,350	16,419	848	3,098
	割合	100.0%	1.8%	4.7%	19.5%	59.7%	3.1%	11.3%
	(H24割合)	(100.0%)	(1.4%)	(4.4%)	(18.9%)	(61.1%)	(3.0%)	(11.3%)
北海道	協定数	366	5	1	67	257	14	22
	割合	100.0%	1.4%	0.3%	18.3%	70.2%	3.8%	6.0%
	(H24割合)	(100.0%)	(1.1%)	(0.8%)	(16.9%)	(72.1%)	(3.0%)	(6.0%)
都府県	協定数	27,132	493	1,284	5,283	16,162	834	3,076
	割合	100.0%	1.8%	4.7%	19.5%	59.6%	3.1%	11.3%
	(H24割合)	(100.0%)	(1.4%)	(4.4%)	(18.9%)	(60.9%)	(3.0%)	(11.4%)

(3) 共同取組活動の交付金の使途

共同取組活動の交付金の使途については、「役員報酬」、「農道・水路管理費」の他「積立・繰越」に使っている協定が多く、特に「農道・水路管理費」、「積立・繰越」についての支出割合は、それぞれ27%、20%となっている。

「積立・繰越」の内訳をみると、「施設整備費用」及び「機械購入費用」のための積立が、それぞれ30%、16%となっている。

共同取組活動の交付金の使途

		集落協定 総数	役員報 酬	研修会 等費	農道・ 水路管 理費	農地管 理費	鳥獣被 害防止 対策費	共同利 用機械 購入等 費	共同利 用施設 整備等 費	多面的 機能増 進活動 費	土地利 用調整 関係費	法人股 立関係 費	その他	積立・ 繰越
全 国	協定数 (割合)	27,498 (100.0%)	22,779 (82.8%)	6,970 (25.3%)	22,841 (83.1%)	12,187 (44.3%)	6,382 (23.2%)	4,884 (17.8%)	1,636 (5.9%)	7,652 (27.8%)	285 (1.0%)	60 (0.2%)	17,947 (65.3%)	13,812 (50.2%)
	支出割合	100.0%	6.6%	1.9%	26.7%	13.2%	4.5%	7.3%	2.8%	6.0%	0.4%	0.1%	10.2%	20.4%
北 海 道	協定数 (割合)	366 (100.0%)	337 (92.1%)	124 (33.9%)	297 (81.1%)	240 (65.6%)	105 (28.7%)	148 (40.4%)	72 (19.7%)	314 (85.8%)	55 (15.0%)	2 (0.5%)	286 (78.1%)	230 (62.8%)
	支出割合	100.0%	2.4%	1.1%	9.5%	20.9%	2.1%	7.5%	4.6%	14.2%	0.7%	0.1%	23.5%	13.5%
都 府 県	協定数 (割合)	27,132 (100.0%)	22,442 (82.7%)	6,846 (25.2%)	22,544 (83.1%)	11,947 (44.0%)	6,277 (23.1%)	4,736 (17.5%)	1,564 (5.8%)	7,338 (27.0%)	230 (0.8%)	58 (0.2%)	17,661 (65.1%)	13,582 (50.1%)
	支出割合	100.0%	7.4%	2.1%	30.3%	11.6%	4.9%	7.3%	2.4%	4.3%	0.3%	0.1%	7.5%	21.8%

※「支出割合」は、交付金交付額のうち、共同取組活動分に占める使途別割合である。
 「農地管理費」は、畦畔の管理や法面点検、耕作放棄地の復旧等の農地管理に係る費用。
 「多面的機能増進活動費」は、P15に掲げる多面的機能の増進につながる活動に係る費用。

交付金の積立・繰越の内訳

		計	積立						繰越
			機械購 入費用	施設整 備費用	災害時 の費用	耕作継 続費用	イベン ト費用	その他	
全 国	協定数 (割合)	13,812 (100.0%)	2,189 (15.8%)	4,062 (29.4%)	239 (1.7%)	229 (1.7%)	32 (0.2%)	1,526 (11.0%)	6,820 (49.4%)
	支出割合	100.0%	17.5%	31.1%	0.9%	1.8%	0.1%	7.0%	41.7%
北 海 道	協定数 (割合)	230 (100.0%)	21 (9.1%)	29 (12.6%)	- (-)	2 (0.9%)	1 (0.4%)	7 (3.0%)	195 (84.8%)
	支出割合	100.0%	4.4%	10.3%	-	3.4%	0.0%	7.5%	74.5%
都 府 県	協定数 (割合)	13,582 (100.0%)	2,168 (16.0%)	4,033 (29.7%)	239 (1.8%)	227 (1.7%)	31 (0.2%)	1,519 (11.2%)	6,625 (48.8%)
	支出割合	100.0%	19.1%	33.7%	1.0%	1.6%	0.1%	6.9%	37.6%

※「施設整備費用」とは、協定参加者の共同利用に供する育苗施設、販売施設等に係る建設費等。
 「耕作継続費用」とは、耕作者の突然のリタイヤ時における作業委託費等、耕作を継続していくための活動費等。

(図)共同取組活動の交付金の使途(支出割合)

